

平成31年度（令和元年度）

P T A 総会資料

1 日 時 平成31年4月26日（金） 14:45～15:45

2 場 所 吉井中学校 音楽室

3 会 順

(1) 開会のことば（P T A副会長）

(2) あいさつ（P T A会長、校長）

(3) 議長選出

(4) 議事

①平成30年度P T A会務および決算報告（会長・教頭）

②平成30年度部活動後援会会計決算報告（教頭）

③会計監査報告（P T A会計監査）

④平成31年度役員選出（P T A役員選考）

※新旧役員挨拶

⑤平成31年度P T A行事計画および予算審議（会長・教頭）

⑥平成31年度部活動後援会会計予算審議（教頭）

⑦その他

(5) 学校より（職員紹介等）

(6) 閉会のことば（新P T A副会長）



佐世保市立吉井中学校

吉井中学校PTA会則

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は吉井中学校PTAと称して、事務局を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- 1 保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全育成を図る。
- 2 会員相互の親睦を深め、教養を高める。
- 3 地域の教育環境の浄化に努める。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第4条 本会は、非営利的非政党的であって、本会の名において、いかなる営利的企業を支持することも、いかなる職務を問わず、どの候補者を推薦することもできない。

第5条 本会は、国及び地方公共団体の適正なる教育予算の充実に努めるために努力する。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者と教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第7条 本会の経費は、会費及び事業収益金、寄付金をもってこれに当てる。
会費の額は総会の承認を得なければならない。

第8条 本会の会費は、総会によって決定する。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名	副会長	3～4名	書記	1名	顧問	1～2名
会計	1名	会計監査	2名	庶務	1名		

役員の任期は一年間とする。但し、再任も支えない。
補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 会長、副会長、書記、顧問、会計、会計監査、庶務の選出は下記による。

- 1 本会の役員選出のため、選考委員会を置く。
- 2 役員選考委員会は、学年委員によって構成される。
- 3 役員選考委員会は、会長、副会長、書記、会計監査の候補者を指名する。
- 4 役員選考委員会において指名された会長、副会長、書記、会計監査は、総会の承認を得て決定する。
- 5 会計、顧問、庶務は会長の委嘱とする。
- 6 前第3項の指名が受け入れられなかった場合は、別に定める申し合わせ事項によって選出する。

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を処理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は、会議録を処理する。
- 4 会計は、会計を処理する。
- 5 庶務は、庶務の仕事进行处理する。

第7章 会 議

第13条 総会は、年1回開き、次の事項を行う。また、臨時に総会を行うことができる。

- 1 会務、会計の報告
- 2 役員選出
- 3 本会の運営方針、事業計画、予算の審議
- 4 その他

第14条 実行委員会は、本会の役員、学年委員、学校職員をもって構成する。

第15条 実行委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 本会の重要事項を処理し、会務を遂行する。
- 2 予算案の構成と行事の計画をする。
- 3 各専門部の事業計画を検討する。
- 4 総会に提出する報告書を作成する。

第16条 実行委員会は、会長が招集する。

第17条 本会に企画委員会をおく。企画委員会は正副会長、各専門委員長をもって構成し、会長が招集し、次の事項を審議する。

- 1 総会から付議された事項
- 2 総会付議事項以外の重要事項
- 3 行事の企画、予算に関すること

第18条 本会に次の専門部及び委員会を置く。

文化広報部	保健体育部	生活指導部
学年委員会	役員選考委員会	

第19条 各専門部は、実行委員会をもってあててを原則とするが、会員中に適当な人がいれば、実行委員会の推薦によって選任することができる。

第20条 各専門部及び委員会の任務は次のとおりである。

- 1 文化広報部は、広報活動及び文化交流活動への参加に関すること。
- 2 保健体育部は、保健体育及び会員の親睦に関すること。
- 3 生活指導部は、生徒の健全育成に関すること。
- 4 学年委員会は、学年におけるPTA活動の計画・実施に関すること。

第21条 各専門部及び委員会の事業計画・協議事項並びに経過は、実行委員会に報告しなければならない。

第22条 各専門部及び委員会は、適宜、部長招集で開催する。

第23条 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

第24条 各会の議決は、会員の過半数の同意がなければならない。

第25条 会長は、実行委員会に図り、会務を処理するために必要な付録をつけることができる。

第26条 本会に会則及び次の諸帳簿を置く。

- 1 会員及び役員名簿
- 2 会 計 簿
- 3 会 議 録
- 4 その他、必要な帳簿

第11条の第6項についての「吉井中学校PTA役員についての申し合わせ事項」

会則第11条第3項によって候補者を指名しても、被候補者がこれを拒否した場合、最終的には次の方法によって候補者を選出するものとする。

- 1 選出の方法
会員の投票による。
- 2 投票の割当て

選出すべき役員をそれぞれ各学年に割当て、それぞれ所属する学年の役員が投票する。
割当ては次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長 1 名は、新 2 年生の会員の中から。
 - (2) 副会長 2 名は、新 1 年生の会員の中から。
 - (3) 会計監査 2 名は、新 3 年生の会員の中から。
- 3 投票及び処理の方法
- * 学年末に会員名簿と投票用紙を配布する。
 - * 記載された投票用紙は、期日までに学校宛に送付する。
 - * 選考委員会はこれを開票し、高得票者をもって候補者とする。

- 付則 1 平成 3 年度 会則一部改正
- 2 平成 9 年度 会則一部改正
- 3 平成 2 9 年 1 0 月 2 2 日 会則一部改正

吉井中学校PTA慶弔規定

第 1 条 会員慶弔について次の各号のとおり規定を定める。

- 1 会員として会発展に功労のあった者には記念品を贈呈する。
金額については、実行委員会で協議する。
- 2 教職員の転退職の場合は餞別をおくる。その額は、3, 0 0 0 円とする。
- 3 善行が顕著な生徒には、実行委員会に諮り賞状を贈る。
- 4 会員死亡の時は、5, 0 0 0 円の香典を贈る。
- 5 生徒死亡の時は 1 0, 0 0 0 円の香典を贈る。
- 6 その他必要と認めたときには、会長が処理し実行委員会の承認を受ける。

吉井中学校PTA表彰規定

第 1 条 本会の発展に寄与し、その功績が顕著と認められた者は、次の規定によって表彰する。

- 1 会 長 任期 2 年以上
- 2 副会長 任期 2 年以上
- 3 役 員 任期 3 年以上
- 4 その他、表彰に値すると認めた場合。

第 2 条 被表彰者の選考は、実行委員会で行う。

第 3 条 表彰の方法は、表彰状または感謝状を贈る。

第 4 条 表彰は総会時に行う。

吉井中学校「部活動後援会」規約

第1条 名称及び事務所

本会を吉井中学校部活動後援会と称し、事務所を吉井中学校内におく。

第2条 目的及び事業

本会は部活動によって、吉井中学校生徒の体育・文化活動を振興し、生徒の資質を向上させるため、各部の援助と、対外試合派遣を行い、本校部活動の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 会 員

保護者及び本会の目的に賛同するものをもって構成する。

第4条 役 員

会長 1 副会長 3 書記 1 会計 1 監査 2 理事 若干名

第5条 役員の任務

- 1 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 3 理事は会の運営にあたる。
- 4 書記・会計は、本会の記録、会計事務を行ない、定期総会に会計報告書を提出し、承認を受けなければならない。
- 5 監査は本会の会務会計を監査し、定期総会にその結果を報告する。

第6条 役員の選出

- 1 会長・副会長・監査は、吉井中学校PTAの会長・副会長・監査をもってこれにあてる。
- 2 理事は各部の顧問教師及び社会体育指導員をもってこれにあてる。
- 3 書記・会計は会長がこれを委嘱する。

第7条 役員の任期

*本会役員の任期は1年とする。再任を妨げない。

*役員に欠員を生じたときは、前条（役員の選出）にならって選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 総 会

- 1 総会は年一回開催するものとし、必要あるときは臨時に会長がこれを招集する。
- 2 総会は決算・会務の報告及び予算の審議・役員の就任行事等を行なう。

第9条 理事会

理事会は総会につぐ決議機関であり、必要により会長が招集する。

第10条 顧 問

- 1 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の会務全般にわたり、理事会に出席し、会長の相談に応じる。

第11条 会 費

*本会の会費は、総会によって決定する。

*会費の額は総会の承認を得なければならない。

第12条 会 計

本会の会計は、会費並びに寄付金・補助金その他をもってあてる。

第13条 現規約の改正は総会の決議による。

第14条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第15条 発 効

*本規約は昭和55年4月より発効する。

*本規約は平成17年4月28日改正し、同年同月同日より発効する。

吉井中学校 P T A 表彰規定改正（案）

第 1 条 本会の発展に寄与し，その功績が顕著と認められた者は，次の規定によって表彰する。

↓

次の者は，本会の発展に寄与したことを称え表彰する。ただし，4 については実行委員会で決定する。

第 2 条 被表彰者の選考は，実行委員会で行う。

↓

削 除

吉井中学校部「活動後援会」規約改正（案）

第 4 条 役 員

会長 1 副会長 3 書記 1 会計 1 監査 3 理事 若干名

↓

会長 1 名 副会長 3 ～ 4 名 書記 1 名 会計 1 名 会計監査 2 名
理事 若干名

※平成 3 1 年 4 月 2 6 日（金） 定期総会に提案・了承された。